

(別記)

2019年度 岩美町農業再生協議会 水田フル活用ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

岩美町の水田農業は、標高0mから350mの標高差の中、730haの水田で展開されている。

そのうち水稻栽培は約487haで、主力品種の「コシヒカリ」が198ha(41%)、「ひとめぼれ」が110ha(23%)で、水稻作付面積の64%を占めている。しかし、近年の夏期の高温による品質低下等を受け、夏の高温等気象の影響を受けにくく品質、食味の良い中生品種「きぬむすめ」の作付面積が増加しており、121ha(25%)を占めるようになった。その他、酒造業者との連携による醸造好適米(18ha)の栽培や、特別栽培米(減農薬・減化学肥料栽培)(19ha)等の環境負荷の少ない栽培への取組も推進している。

主食用米以外の作物では、戦略作物である飼料用米(32ha)、大豆(22ha)、WCS用稲(28ha)、政府備蓄米(8ha)の作付面積が多く、収益性の高い作物では、白ねぎ(3ha)、ハトムギ(2ha)、がそれに続いている。(数値は平成30年度)

地域が抱える問題として、農業従事者の高齢化、後継者不足が挙げられ、ほ場条件の良くない中山間地域だけでなく、比較的条件の良い平坦地でも担い手や後継者の確保が急務である。担い手の育成にあたっては、取組面積の拡大、生産性向上やコスト削減等を支援するため、農地中間管理事業の活用等により農地集積や分散錯圃の解消を推進していくことが必要であり、解決のために地域や集落で農地の話し合いをしたうえで、人・農地プランの作成が求められている。また水田の多くは湿田であるため、畑作物の作付が進んでおらず、今後も、非主食用米等、湿田でも安定的に栽培できる品目を中心に推進していくことが必要である

2 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

- 夏の高温等気象の影響を受けにくく品質、食味の良い中生品種「きぬむすめ」の作付拡大を推進する。また、きぬむすめ同様夏期の高温に強く玄米等級が優れ、コシヒカリ並以上の良食味で耐倒伏性が高く、いもち病にも抵抗性を持つ、鳥取県育成の新品種「星空舞」も加わった。コシヒカリときぬむすめとの中間熟期で作期分散が可能となり、長期に渡る適期収穫による高品質な米の供給が期待される。徹底した生産管理による作柄向上と販売強化による所得向上を図る。
- 有機JAS認定や鳥取県特別栽培農産物認証、JA特裁等の付加価値をつけた米づくりを推進する。これらについては、地元直売所や給食に加え、地元観光協会、ふるさと納税の記念品としても需要は増大しており、今後も更に流通・販売ルートを確保し、販売拡大、地産地消の取組を推進していく。
- トレーサビリティ(生産履歴追跡システム)の取組による安全・安心な米を供給する。

(2) 非主食用米

- 町内水田の多くは湿田であり、畑作物の作付拡大は困難な状況にある。また、主食用米需要量の減少傾向は、今後も続くことと予想されることから、非主食用米を転作作物の中心的作物として位置付け、増反・増産の取組を推進する。

ア 飼料用米

- 多収品種の導入及び担い手への集積を支援し、規模拡大を図る。供給先としては県外を含めた販売ルートが開拓されており、水田における作付転換を進める。
- 団地化により作業効率を改善し、コスト削減や、取組面積の拡大により収益性の向上を図る。
- 砂壌土地帯を中心に蔓延しつつあるごま葉枯病対策として、土壌改良剤施用による土づくりを推進し、収量確保、品質向上を図る。

イ WCS用稲

- 自給飼料確保と耕種農家の水田の有効活用を図るため、耕畜連携による資源循環の取組を推進する。
- 輸入飼料価格の高騰に対応し、耐倒伏性が高く収量が確保できる品種の作付推進と肥培管理の徹底により、現在確立されている販売先への安定供給を図るため、団地化による低コスト生産や生産性向上の取組を推進する。

(3) 麦、大豆、飼料作物

ア 麦

- 二毛作として水田の効率的で高度な利用が可能な土地利用型作物の重要な品目である。実需者との契約により供給ができる品目であるため、団地化、担い手への集積等を積極的に推進し、低コスト生産や生産性の向上を図り、作付面積の維持・拡大を推進する。

イ 大豆

- 転作作物として水田の効率的な利用が可能な土地利用型作物の重要な品目であるが、天候により毎年の収量、品質が不安定になりやすい。ブロックローテーションや積極的な担い手への集積等による団地での取組を推進し、低コスト生産、生産性の向上や適正な肥培管理及び排水対策により安定的な収量、品質の確保を図り、作付面積の拡大を推進する。

ウ 飼料作物

- 畜産農家による自家利用生産であるが、今後も、畜産農家の増加は見込めず横ばいで推移するものと思われるため、現行の作付面積を維持し、安定的な収量、品質の確保を図る。

(4) そば

- 耕作放棄地の発生防止や解消に向けて取組のできる有用な品目であり、地産地消の取組を推進し、作付面積の拡大を図る。
- 圃場の団地化により作業効率を改善し、コスト削減や、余剰時間を取組面積の拡大に流用することにより収益性の向上を図る。

(5) 高収益作物（園芸作物等）

ア 白ねぎ

- 町の重点振興作物として位置付け推進する。白ねぎについては、鳥取県東部一円の関係機関、JA等の生産者団体が一体となって作付推進しており、本協議会においても生産者の確保や取組面積の拡大等に努め、鳥取のブランド品目として産地化の取組を推進する。
- 排水対策を徹底して、安定的な収量及び品質の確保を図り、産地化の取組を推進することにより、収益性の向上を図る。

イ ハトムギ

- JAとの契約栽培により更なる需要増が見込めることから、町の重点振興作物として位置付け、生産者の確保や取組面積の拡大等に努めると共に、ハトムギ生産協議会が平成30年度に見直した栽培暦及びハトムギチェックリストを活用して、高収量栽培の取組を推進し、生産者の所得向上を図る。また圃場の団地化により作業効率を改善し、コスト削減や、取組面積の拡大により

収益性の向上を図る。

ウ ブロッコリー、アスパラガス、小豆、マコモタケ

- 町の振興作物として位置付け、町全体が一体となって生産拡大、品質向上に努め、産地化の取組を推進する。
- 排水対策を徹底して、安定的な収量及び品質の確保を図り、産地化の取組を推進することにより、収益性の向上を図る。(マコモタケは除く)

エ 直売所販売一般作物

- 道の駅「きなんせ岩美」内の農産物直売所の販売拡大、地産地消を推進するため、「少量多品目栽培」の参画農家拡大に向けた生産体制づくりに努める。また、JAでも推進している小型パイプハウスリース事業等を活用した作物づくりを推進し、年間をとおした農業所得の確保に努める。
- 作付推進に当たっては、退職者等を対象とした栽培研修会を開催する等、営農指導の強化を図る。
- 排水対策を徹底して、安定的な収量及び品質の確保を図り、産地化の取組を推進することにより、収益性の向上を図る。

3 作物ごとの作付予定面積

作物	前年度の作付面積 (ha)	当年度の作付予定面積 (ha)	2020年度の作付目標面積 (ha)
主食用米	487.40	492.32	491.00
飼料用米	32.19	32.85	33.50
WCS用稲	28.25	30.55	30.60
備蓄米	8.22	4.00	4.00
小麦	0.79	0.65	0.80
大豆	21.96	19.18	22.00
飼料作物	0.27	0.28	0.30
そば	1.40	1.57	1.60
その他地域振興作物等	21.66	21.767	26.40
野菜・花き	17.36	17.025	20.85
・白ねぎ	3.45	3.75	4.20
・アスパラガス	0.55	0.62	0.65
・ブロッコリー	0.39	0.54	0.60
・マコモタケ	0.59	0.44	0.60
・いちご	0.11	0.11	0.15
・かぼちゃ	0.98	1.01	1.05
・かんしょ	0.26	0.19	0.30
・キャベツ	0.57	0.56	0.60
・きゅうり	0.52	0.37	0.60
・こんにゃく	0.24	0.15	0.25
・さといも	1.18	1.36	1.40
・さやいんげん	0.30	0.07	0.35
・しょうが	0.07	0.005	0.10
・すいか	0.49	0.46	0.50
・そら豆	0.16	0.16	0.20
・だいこん	0.75	1.02	1.10
・たまねぎ	0.95	0.80	1.00
・とうがらし	0.24	0.08	0.30
・とまと	0.64	0.63	0.70
・なす	0.54	0.70	0.75
・にんじん	0.02	0.10	0.15
・にんにく	0.18	0.46	0.50
・ねぎ	0.20	0.18	0.25
・はくさい	0.12	0.21	0.25
・パプリカ	0.02	0.05	0.10
・ばれいしょ	1.45	1.49	1.50
・ピーマン	0.14	0.19	0.20
・ほうれんそう	0.33	0.21	0.35

・未成熟とうもろこし	1. 34	0. 62	1. 40
・メロン	0. 13	0. 11	0. 15
・レタス	0. 11	0. 01	0. 15
・きく	0. 16	0. 19	0. 20
・てっぼうユリ	0. 05	0. 05	0. 10
・花壇苗	0. 13	0. 13	0. 15
雑穀・その他	4. 30	4. 90	5. 55
・小豆	2. 04	1. 79	2. 20
・ハトムギ	2. 26	3. 11	3. 35

4 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標	目標値	
				前年度（実績）	目標値
1	白ねぎ	重点振興作物① 助成	作付面積	(2018年度) 3.44ha	(2020年度) 4.20ha
2	白ねぎ	重点振興作物① 生産拡大助成	作付面積	(2018年度) 1.12ha	(2020年度) 1.30ha
3	ハトムギ	重点振興作物② 取組推進助成	作付面積	(2018年度) 2.25ha	(2020年度) 3.30ha
4	ハトムギ	重点振興作物② 助成	作付面積	(2018年度) 2.25ha	(2020年度) 3.30ha
5	ブロッコリー、アスパラガス、小豆、マコモタケ	振興作物助成	作付面積	(2018年度) 2.96ha	(2020年度) 3.40ha
6	直売所販売 一般作物 (R元産地交付金一覧 参照)	直売所販売一般 作物助成	作付面積	(2018年度) 10.75ha	(2020年度) 11.50ha
7	戦略作物(飼料用米、 WCS用稲を除く)、産 地交付金の対象作物 (ハトムギ、マコモ タケを除く)(基幹 作)	生産向上 排水対策加算	取組面積 (実施割合)	(2018年度) 38.84ha (99.1%)	(2020年度) 40.00ha (85%)
8	大豆、ハトムギ、そ ば、飼料用米、WCS用 稲	団地化取組加算	取組面積 (実施割合)	(2018年度) 71.94ha (84.6%)	(2020年度) 88.00ha (85%)
9	飼料用米	飼料用米 低収改善加算	作付面積 (実施割合)	(2018年度) 15.55ha (48.3%)	(2020年度) 30.00ha (85%)
10	小麦	麦二毛作助成	作付面積	(2018年度) 0.80ha	(2020年度) 0.80ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定して下さい。

※ 目標期間は3年以内としてください。

5 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

別紙

産地交付金の活用方法の明細

1. 地域農業再生協議会名

岩美町農業再生協議会

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)		活用予定額
	当初配分 (A)	追加配分 (B)	
岩美町農業再生協議会	7,444,000	7,444,000	7,437,782

(注)追加配分が未定の段階にあつては、該当箇所を空欄により作成することとします。

4. 追加配分を受けた場合の調整方法

- ①整理番号1～10の交付単価を個票の上限単価の範囲で一律に充当する。
- ②上限充当してもなお残余がある場合、全ての用途で一律に追加助成を行う。
- ③必要な場合は、次の単価調整を使用する。
単価調整係数＝活用予定額／(用途ごとの対象面積×交付単価)の合計 単価調整係数は小数点第4位以下切り捨てとする。
- ④高収益作物等拡大加算の配分があった場合には、上記の追加配分と同様に上限単価まで充当する。上限単価まで充当してもなお、残余がある場合には、全ての用途に一律に配分する。

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

- ①活用予定額に収まるよう、整理番号1～10の交付単価を一律減額する。
- ②必要な場合は、次の単価調整を使用する。
単価調整係数＝活用予定額／(用途ごとの対象面積×交付単価)の合計 単価調整係数は小数点第4位以下切り捨てとする。

6. 高収益作物について

該当無し

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩美町農業再生協議会	整理番号	1			
使途名	重点振興作物(白ねぎ)①助成					
対象作物	白ねぎ(基幹作)					
単 価	21,456円/10a (上限:36,000円/10a)					
課 題	<p>鳥取県は、西日本を代表する白ねぎ産地であり、本町においても、鳥取県東部一円の関連機関が、取組面積の拡大、生産者増にむけて推進を図っている。</p> <p>白ねぎ栽培は、収穫期に幅があり取組み易い反面、収穫や出荷調整に要する労働時間が播種から収穫に要する労働時間の倍以上かかる。また、町内に共同選果場が無く、個人で出荷調整作業施設、出荷調整機械等を整備する必要があるため、初期設備投資の負担が大きく、新規取組者数が伸びず計画を下回っており、新規取組者による人数増と、高齢等でのリタイアによる人数減との割合がほぼ横這いである。</p> <p>また、一戸当りの作付面積も冬場の雪害を嫌い、積雪前に収穫を終わらせる生産者が殆どで、頭打ちとなっており、面積及び生産量が計画通りには増えていない。</p>					
目 標			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	作付面積(a)	目標	-	305	375	420
		実績	295	344	-	-
内 容	対象作物を作付し、出荷・販売する農家等に、作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・白ねぎ(基幹作) ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・販売すること 					
取組の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・対象作物の作付、販売状況が分かる書類等 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳との照合 ○対象作物、その他 <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認(7月) ・その他必要に応じて協議会が提出を求める書類等 					
成果等の確認方法	支払対象面積を集計					
備考	整理番号2・7と重複して支援可能					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩美町農業再生協議会			整理番号	2	
用途名	重点振興作物①生産拡大 助成					
対象作物	白ねぎ(基幹作)					
単 価	8,344円/10a (上限:14,000円/10a)					
課 題	鳥取県は、西日本を代表する白ねぎ産地であり、本町においても、鳥取県東部一円の関連機関が、取組面積の拡大、生産者増にむけて推進を図っている。 白ねぎ栽培は、収穫期に幅があり取組み易い反面、収穫や出荷調整に要する労働時間が播種から収穫に要する労働時間の倍以上かかる。また、町内に共同選果場が無く、個人で出荷調整作業施設、出荷調整機械等を整備する必要があるため、初期設備投資の負担が大きく、新規取組が計画を下回っており、新規取組者による人数増と、高齢等でのリタイアによる人数減の割合がほぼ横這いである。また、一戸当りの作付面積も冬場の雪害を嫌い、積雪前に収穫を終わらせる生産者が殆どで、頭打ちとなっており、面積及び生産量が計画通りには増えていない。					
目 標			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	作付面積(a)	目 標	—	10	115	130
		実 績	—	112	—	—
内 容	対象作物を作付し、出荷・販売する農家等の、前年度の面積から増加した面積に応じて助成する。又、新規に取組む農家については、作付面積の全てを拡大面積とみなし、助成する。					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・白ねぎ(基幹作) ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・対象作物の取組面積を拡大または新規で作付すること ・販売すること 					
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ○対象作物、その他 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり 					
成果等の 確認方法	支払対象面積を集計					
備考	整理番号1・7と重複して支援可能					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩美町農業再生協議会	整理番号	3			
用途名	重点振興作物(ハトムギ)②取組推進助成					
対象作物	ハトムギ(基幹作)					
単 価	15,496円/10a (上限:26,000円/10a)					
課 題	<p>土地利用型作物であるハトムギは、水田転作の有用な作物であるが、葉枯れ病の発生や、栽培管理の不徹底が原因と思われるが、現状では収量が10a当り130kg程度で少ない。また収穫後の圃場での残渣の後始末が大変なことから、取組が敬遠されていて、近年の食の安全性へのニーズの高まりから国産ハトムギの需要は拡大しているが、その需要に対応できていない。</p> <p>そのため、収穫後の作業に係る掛り増し経費の一部を支援し、省力化を図ることで新規取組者の増加を目指す必要がある。</p>					
目 標		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
	作付面積(a)	目標	-	184	310	330
		実績	155	225	-	-
内 容	対象作物を作付し、出荷・販売する農家等のうち、次作の取組に向けた作業を行う農業者					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・ハトムギ(基幹作) ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・販売すること ・収穫後、乗用モアでの刈り込み、併せて2回以上鋤き込むこと ・1圃場につき1回の助成とする 					
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ○対象作物、その他 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ・ハトムギチェックリスト 					
成果等の 確認方法	支払対象面積を集計					
備考	整理番号4・8と重複して支援可能					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩美町農業再生協議会		整理番号	4		
用途名	重点振興作物(ハトムギ)②助成					
対象作物	ハトムギ(基幹作)					
単 価	8,940円/10a (上限:15,000円/10a)					
課 題	<p>土地利用型作物であるハトムギは、健康、美容の面からも注目され、国産品ニーズの高まりから需要が拡大し、水田転作の有用な作物となっている。</p> <p>しかし、マイナー作物であることから、登録農家がほとんどなく、葉枯れ病や雑草害、鳥獣害の発生により大きな減収となっているほ場もあり、平均収量が目標収量を下回っている。</p> <p>また、町内には大型農業機械を所有している農家が限られることから、収穫後の圃場での残渣処理が敬遠され、新規取組者の継続的な取組につながっておらず、需要に対応できていない。</p> <p>そのため、高収量技術支援として、施肥、病虫害防除に係る経費の一部を支援し、収量増加を図る必要がある。</p>					
目 標			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	作付面積(a)	目標	—	184	310	330
		実績	—	225	—	—
内 容	対象作物を作付し、出荷・販売する農家等のうち、次作の取組に向けた作業を行う農業者					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・ハトムギ(基幹作) ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・販売すること ・ハトムギ生産協議会作成の栽培暦及びハトムギチェックリストに従って栽培を行うこと ただし捨てづくりと判断した場合は対象外とする。 ※ハトムギチェックリストに沿った肥料撒布、農薬防除が出来ていない場合に、捨てづくりとみなす ・1圃場につき1回の助成とする 					
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ○対象作物、その他 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ・ハトムギチェックリスト 					
成果等の 確認方法	支払対象面積を集計					
備考	整理番号3・8と重複して支援可能					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩美町農業再生協議会			整理番号	5	
用途名	振興作物助成					
対象作物	ブロッコリー、アスパラガス、小豆、マコモタケ(基幹作)					
単 価	16,688円/10a (上限:28,000円/10a)					
課 題	<p>ブロッコリー・アスパラガスは、JAいなばの重点推進野菜である。これに本県の正月の雑煮用に需要のある小豆を加えて町の振興作物として推進してきた。また、マコモタケは町内の一部地域の取組であるが、町の特産品である「いわみ八宝」の一品として地区振興作物に位置づけ推進に取り組んできた。地域ブランドとして維持し、最低限の出荷数量を確保する必要があるが、生産農家の高齢化による慢性的な人手不足が大きな問題となっており、ブロッコリー・アスパラガスについては、初期導入資材費等の経費がかかること、マコモタケや小豆については、機械化が困難な作業も多く、手間がかかること、また、鳥獣被害の増加により、作付面積の拡大に結びつかず、需要に対応できていない。</p> <p>そのため、今後も各品目の抱える課題に取り組みながら、初期導入資材費、機械化及び鳥獣対策に係る経費の一部を支援し、作付面積の維持、拡大を目指す。</p>					
目 標			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	作付面積(a)	目標	-	276	310	340
		実績	270	296	-	-
内 容	対象作物を作付し、出荷・販売する農家等に、作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・ブロッコリー、アスパラガス、小豆、マコモタケ(基幹作) ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・販売すること ・1圃場につき1回の助成とする 					
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ○対象作物、その他 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり 					
成果等の 確認方法	支払対象面積を集計					
備考	整理番号7と重複して支援可能					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩美町農業再生協議会	整理番号	6		
使途名	直売所販売一般作物助成				
対象作物	R1産地交付金一覧(岩美町)に掲げる一般作物(戦略作物、重点振興作物、振興作物、そば、麦、果樹、永年性作物を除く)(基幹作)				
単 価	9,536円/10a (上限:16,000円/10a)				
課 題	<p>岩美道の駅農産物直売所オープンから3年、順調に売上を伸ばしているが、町内農家の販売する生産物の割合は、5割に留まっている。(交付対象生産物については60%程度)</p> <p>また、本町は中山間地帯に位置しており、大区画化が困難な圃場が多く存在し、家庭菜園的に利用されている圃場も少なくないが、出荷調整資材を多種類を小ロットで揃えるために割高となり、作業も多岐にわたり手間がかかることから、農家の高齢化等の労働力不足により、作付されないまま放置される圃場も増加傾向にあり、同一水系の耕地全体にとっても悪循環となりつつある。</p>				
目 標		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	作付面積(a)	目標	-	403	1100
		実績	206	1075	-
内 容	対象作物を作付し、岩美道の駅農産物 直売所へ出荷・販売する農家等に、作付面積に応じて助成する。				
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・R1産地交付金一覧(岩美町)に掲げる一般作物(戦略作物、重点振興作物、振興作物、そば、麦、果樹、永年性作物を除く)(基幹作) ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・岩美道の駅農産物直売所へ販売すること ・1圃場につき1回の助成とする 				
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ○対象作物、その他 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり 				
成果等の 確認方法	支払対象面積を集計				
備考	整理番号7と重複して支援可能				

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩美町農業再生協議会	整理番号	7			
用途名	生産性向上 排水対策加算					
対象作物	戦略作物(飼料用米、WCS用稲を除く)及び産地交付金の対象作物(ハトムギ、マコモタケを除く)(基幹作)					
単 価	2,980円/10a (上限:5,000円/10a)					
課 題	町内の水田は湿田が多く、水稻以外の作物を栽培するには排水対策が欠かせない。しかし、近年は転作作物として飼料用米等の新規需要米が多く栽培されるようになり、ブロックローテーションによる水系単位での水量調整等が行われなくなっている。今後も米の需給調整による、転作は増加すると予想され、転換作物を安定生産していくためには排水対策の推進が急務である。					
目 標			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	作付面積(a) 実施割合(%)	目標	-	3060 70	3900 70	4000 70
		実績	-	3884 99.1	-	-
内 容	水張りの必要のない作物の生産性及び品質向上を目指し、排水対策の取組をし、販売する農家に、作付面積に応じて支援する。					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・戦略作物(飼料用米、WCS用稲を除く)及び産地交付金の対象作物(ハトムギ、マコモタケを除く)(基幹作) ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・販売すること ・排水対策を目的とした以下の取組のいずれかに取組むこと <ol style="list-style-type: none"> ① 額縁明渠及び排水溝の設置(排水溝については5m程度の間隔で15cm程度の深さがあること。額縁明渠に連結していること。) ② 高畦栽培の実施 ③ カルチベータ等による畦間土壌透湿性改善の実施 ④ サブソイラ等による心土破碎の実施 ⑤ 弾丸暗渠等の設置 ・1圃場につき1回の助成とする 					
取組の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ○対象作物、その他 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ・現地確認による 					
成果等の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・支払対象面積を集計 ・取組面積を、対象作物の作付面積で除す 					
備考	整理番号5・8の一部・1・2・6・「そば、なたね作付助成(県設定)」と重複して支援可能					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩美町農業再生協議会			整理番号	8	
使途名	団地化取組加算					
対象作物	大豆、ハトムギ、そば、飼料用米、WCS用稲(基幹作)					
単 価	2,980円/10a (上限:5,000円/10a)					
課 題	対象作物は地域において需要があるものの、低価格での供給が求められるため生産コスト削減が必須であるが、中山間地帯となる町内圃場は作業効率が悪く、農家の所得向上を推進していく上で、ネックとなっている。そのため、広い農地に作付けが見込まれる土地利用型作物である対象作物は、団地化を促進し作業効率の改善を図り、収益性を上げていくことが必要で、そのために農地の貸借及び手続きにかかる経費等の一部を支援する。					
目 標			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	作付面積(a) 実施割合(%)	目標	—	7000 70	8400 80	8800 80
		実績	—	7194 84.6	—	—
内 容	2筆以上の団地化した圃場で大豆、ハトムギ、そば、飼料用米、WCS用稲(基幹作)を作付する販売農家に、団地面積に応じて支援する					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・大豆、ハトムギ、そば、飼料用米、WCS用稲(基幹作) ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・販売すること ・2つ以上の水田の一か所(道路、水路等を挟んでも可)が接続し、入退出が迂回せず可能な(作業の継続に支障が無い)水田 ・1圃場につき1回の助成とする 					
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ○対象作物、その他 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ・現地確認による 					
成果等の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・支払対象面積を集計 					
備考	整理番号3・4・7の一部・9・「耕畜連携助成(わら利用)・(資源循環)・(水田放牧)(県設定)」・「そば、なたね作付助成(県設定)」・「多収品種作付助成(県設定)」と重複して支援可能					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩美町農業再生協議会			整理番号	9	
用途名	飼料用米低収改善加算					
対象作物	飼料用米(基幹作)					
単 価	2,980円/10a (上限:5,000円/10a)					
課 題	町内の特に砂壤土地帯では、近年、晩生品種の水稻にごま葉枯病が蔓延し、収益性に多大な影響をおよぼしている。特効薬がなく、土壌改良が有効な手段であるが、改良剤等の資材費も嵩み、また土壌改良には数年かかることから取り組みが進んでおらず、蔓延防止と土壌改良が急務となっている。そのため、ごま葉枯病対策に必要な資材費の一部を支援し、収量増加を図る。					
目 標			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	作付面積(a)	目標	—	2000 70	2600 75	3000 80
	実施割合(%)	実績	—	1555 48.3	—	—
内 容	飼料用米のごま葉枯病による、低収改善のために土壌改良剤を散布し、収益性の改善に取り組む農家に作付面積に応じて支援する。					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・飼料用米(基幹作) ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・販売すること ・土壌改良剤を散布すること ・成分として、鉄、ケイ酸の含まれた土壌改良剤をメーカー指定の基準量以上散布すること ・平成30年度でき秋以降の散布より令和元年度の取組とみなし対象とする ・1圃場につき1回の助成とする 					
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ○対象作物、その他 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ・栽培管理日誌 ・土壌改良剤の購入伝票、メーカー指定の散布基準量の確認できるもの 					
成果等の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・支払対象面積及び飼料用米取組を集計 					
備考	整理番号8・「多収品種作付助成(県設定)」と重複して支援可能					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩美町農業再生協議会			整理番号	10
用途名	麦二毛作助成				
対象作物	小麦				
単 価	8,940円/10a (上限:15,000円/10a)				
課 題	<p>経営農地及び農家が減少していく一方で、小麦は地元製パンの原料として安定供給が求められている。 これらの作物は、水稻を基本とする表作後に作付けされるため、排水対策が必須である。また、使用する農業機械が表作とは異なり経費負担が大きいために、需要ほどには二毛作が広がっていない。</p>				
目 標		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	作付面積(a)	目標	79	65	80
		実績	80	—	—
内 容	二毛作を推進し、麦類の需要に応じた生産を進めるとともに、農家の収益力の向上を支援する。				
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・小麦(二毛作) ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・販売すること ・主食用米、戦略作物及びそばと対象作物との組合せによる二毛作であること ・通常の収穫を上げるのに必要な植栽密度があり、通常の肥培管理を行っていること 				
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり ○対象作物、その他 <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項のとおり 				
成果等の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・支払対象面積を集計 				
備考					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

1 共通事項

「共通事項のとおり」と記載されている場合は次のとおりとする。

(1) 具体的要件

ア 助成対象者

経営所得安定対策等実施要綱に定める者とする。

イ 助成対象水田

経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田とする。

ウ 助成対象作物

※今年度は、基本的に「その他作物」が無くなったことから、それぞれの品目を記載するようにしてください。（多い場合は、別紙でまとめてください）

(2) 確認方法

ア 助成対象者

経営所得安定対策等交付金交付申請書により確認。

イ 助成対象水田

水田台帳等により確認。

ウ 助成対象作物

共済加入、現地確認等により確認。

R1 産地交付金一覧 (岩美町)

R1.5

		販売用等作物				単価(円/10a)			
1	重点振興作物① 助成	白ねぎ				21,456円 (上限:36,000円)			
2	重点振興作物①生産拡大 助成	白ねぎ				8,344円 (上限:14,000円)			
3	重点振興作物② 取組推進助成	ハトムギ				15,496円 (上限:26,000円)			
4	重点振興作物② 助成	ハトムギ				8,940円 (上限:15,000円)			
5	振興作物助成	ブロッコリー	アスパラガス	小豆	マコモタケ	16,688円 (上限:28,000円)			
6	直売所販売 一般作物助成	野菜	いちご	きゅうり	すいか	なす	パプリカ	未成熟とうもろこし	9,536円 (上限:16,000円)
			枝豆	こんにゃく	だいこん	にんじん	ばれいしょ	メロン	
			かぼちゃ	さといも	たまねぎ	にんにく	ピーマン	やまのいも	
			かんしょ	さやいんげん	とうがらし	ねぎ	ほうれんそう	レタス	
			キャベツ	しょうが	とまと	はくさい			
		豆類	そら豆	落花生					
		花き	きく	ストック	てっぼうユリ	トルコキキョウ			
苗類	花壇苗	球根	種苗類(野菜・花)						
7	生産性向上 排水対策加算	戦略作物(飼料用米 WCS用稲を除く)及び 産地交付金(ハトムギ マコモタケを除く)の対象作物				2,980円 (上限:5,000円)			
8	団地化取組加算	大豆	ハトムギ	そば	WCS用稲	飼料用米(多収品種)	2,980円 (上限:5,000円)		
9	飼料用米低収改善加算	飼料用米(多収品種)				2,980円 (上限:5,000円)			
10	麦二毛作助成	小麦				8,940円 (上限:15,000円)			
	耕畜連携助成(資源循環) 県設定	WCS用稲							
	作付取組助成 県設定	そば(基幹作)							
	多収品種助成 県設定	飼料用米(多収品種)							

※ 二毛作助成については、主食用米、戦略作物助成の対象作物、又はそば、なたねとの組み合わせが対象です。
 ※ 交付単価は、増減する場合があります。

◇ 岩美町農業再生協議会

事務局

岩美町役場

〒681-0003

岩美町浦富675番地1

TEL:0857-73-1562

JA鳥取いなば岩美支店

〒681-0065

岩美町新井339番地1

TEL:0857-72-1524